

イタリア自動車産業（ファシズム下）
における労使関係の展開（3）

河 野 穂

本稿では 1928 年から 1929 年初頭にかけての県レベルの労働組合の活動、労働組合の組織、紛争の解決方式をトレースする。

[I]

1929 年 1 月 13 日付 *Lavoro Fascista* に掲載されているブレッシア県労働組合の報告書をみるとことからはじめよう。報告書は傘下にある各産業別・職業別組合の活動について

1. 労働協約、賃金協定の締結
2. 共済活動(疾病・老齢)
3. 結核医療
4. 職業紹介活動
5. 組織活動
6. 紛争の解決

⁽¹⁾ をつたえている。いささか無味乾燥な叙述になるが各項目の内容は以下のとおりである。

労働協約・賃金協定の締結

労働協約、賃金協定の締結についてはブレッシア県の各産業別・職業別組合が 57 の労働協約、賃金協定を締結したとしている。全国組織により締結される全国労働協約と県レベルの労働協約、賃金協定等との関係については「イタリア自動車産業(ファシズム下)における労使関係の展開⁽²⁾」において検討したが、ブレッシア県の各産業別労組のこの分野での活動をみておくと、まず金属機械労組は 5,000 人の労働者をカバーする 17 の賃金協定、協約を締結している。繊維労組は絹労働者の賃金を修正し、Austoni e Milani 縫紡績工場で賃金協定、木材労組も賃金協定を締結している。建設労組はれんが積み工、石灰・セメントについて賃金協定、れんが製造について労働協定を、化学労組も賃金協定を締結している。食品、装身、ガラスの各労働組合は裁縫師、皮革製品、靴工場、スリッパ製造、理髪師、靴修理、ボタン製造に関連する 14 の労働協約、合意を

締結、水道・ガス・電気部門はブレッシア電力会社の職員、労働者のための労働協約を結んでいる。

工業部門の外へ目を転ずると、農業労働組合は折半小作のための県協定と、農業日雇労働者のための県協定を締結している。

銀行、運輸、商業・サービスの各労働組合は、銀行部門でS.パオロ銀行、Coop銀行連合、ブレッシア農業銀行、パラツツォーロ庶民相互銀行の4つの就業規則を承認、署名し、運輸部門で輸送業務運転手県協定、タクシー県協定、路線自動車の合意を締結、さらに荷物運搬人について労働協約、列車、電車、機関車の清掃会社のAngelo社、機関車への石炭供給会社の従業員のための賃金協定を締結、配送人についてもZanol社で賃金協定を締結しつつある。鉄道員についても労働協約、臨時従業員の再編成のための企業協定を締結した。商業部門では雑貨商、ハム・ソーセージ等販売店、衣服店、室内装飾、その他各種商品店の職員および店員、Arianna社従業員にかんする5つの賃金協定を締結、サービス部門ではレストラン、食堂、小食堂従業員、旅館従業員にかんする各協定を締結している。⁽³⁾

共済活動

報告書は金属機械部門の疾病扶助について、
「共済金庫の設立によって、56の小金属企業の従業員1,515人のうち182人が1109日におよぶ疾病について11,617リラの恩恵をうけた。

共済金庫の活動は補助金だけにかぎらず、専門家による治療、労働者の治療場への招待などにも拡大され、⁽⁴⁾3人の労働者がこの恩恵をうけた」とし、また老齢扶助については、

「老齢年金が増額された。……金属労働者の組織は、可能な範囲内で、この体制のイニシアティヴを補完するようにつとめ、共済金庫のない企業にそれを設立し、労働者数からして金庫を設立することが不可能な企業については県の金庫を設立した」⁽⁵⁾

としている。

食品、装身、ガラス部門では、「病気にかかった組合員に補助金を支給するの

にくわえて、失業者つまりひじょうに困窮している労働者への援助に 69,358.50 リラの基金をつかった」とし、建設部門でも共済金庫がすでに 2 年来機能しており、1928 年は 80,000 リラを支給したという。

この他にパン焼工のための廃疾金庫、理髪労働者、自動車運転手のための労使折半・同数運営共済金庫に言及があり、商業部門にも同タイプの共済金庫が設立されたとつたえている。

結核医療活動

報告書は金属機械部門における結核医療活動について、「結核にかかった者を無料でサナトリウムに収容し、収容された者の家族に援助金を支給する結核保険により、裕福でない者も、しばらく前までは裕福なカテゴリーのものだけに許された手段で治療することができるようになった」と成果を誇っている。

職業紹介活動

金属産業の全国労働協約が、従業員の採用はファシスト労組におかれ職業紹介事務所をとおしておこなわれるとしていることはすでに他のところでのべた。この職業紹介体制がファシズム体制の強化にいかに役立ったかは検討すべき課題だとしたが、報告書はこの点について参考になるようなことにはふれていない。報告書は「書記局の尽力によりおよそ 100 人の労働者をベルギーに職業紹介をした」ということだけに言及している。

組織活動

報告書は各労組の組織活動について、繊維組合は宣伝の会合を 135 回おこない、建設、化学、水道・ガス・電気の各労組は合計して宣伝会合を 92 回、食品、装身、ガラスの各組合は全体集会を 8 回、コムーネ支部の集会を 40 回、農業労組はコムーネレベルの組合の集会を 285 回おこなったとしている。

なお金金属機械労組はコムーネレベルに 20 の組織、建設、化学、水道・ガス・電気の各労組にはコムーネレベルに 80 の支部があるとされている。

紛争の解決

報告書は各労働組合が解決した紛争の額連額、件数についてつぎのようにつたえている。

繊維労組は総額 80,000 リラにのぼる 250 件の紛争を解決、紙・印刷労組は 23 件の紛争を、木材労組は 25 件、建設労組は、れんが積み工の 30,000 リラに達する 300 件の紛争、石灰・セメント部門の 5 件の紛争、れんが製造部門の 10,000 リラに達する 50 件の紛争を解決した。公益事業建設部門では 15 件、化学部門で 15 件、水道・ガス・電気部門でも 20 件の紛争が解決されている。

サービス部門では 270,000 リラに達する 37 件の重要な個人的紛争を解決している。

農業部門ではさまざまな性格の 1,362 件の紛争解決のため、コムーネのコントロール委員会の 417 回の会合で農民代表を援助した、とつたえている。⁽¹³⁾

ヴェネツィア県のばあい

1929 年 1 月 17 日付 Lavoro Fascista に掲載されている「ヴェネツィア工業労働組合県 Federazione の活動についての月例報告」にみられる活動内容も、ブレッシャ県の報告にみたものと同一で、県労働協約、賃金協定等の締結、紛争の解決にかんするものであるが、この報告は、協定や紛争の内容に言及している。

まず県労働協約、賃金協定をみると、化学部門においては、マルゲーラの Conservazione Legno 工場で解雇手当について合意がなされ、Montecatini 社と若干の労働者の採用について合意、CITA 工場の見習労働について体系化がおこなわれた。

金属産業においては、ほぼ全工場で職員に年間賞与として 13 カ月目の賃金支給を実現し、ブレダ造船所の労働者について出来高の合意がえられている。

繊維産業においても、いくつかの工場で、職員への 13 カ月目の賃金、またはこれよりは低い賞与の支給がかくとくされ、また Maglificio Herion の職員にかんする問題が整理され、従来みとめられていなかった見習紡績工に休暇がかくとくされた。

食品産業においては 1928 年 6 月に合意されたが、商業家 Confederazione によってまだ承認されていない製菓労働者の経済的部分の適用について、商業家 Federazione と合意がえられ、炉で働く労働者についての休暇と解雇手当にかんする協約の条項の適用の実施が進行中である。

装身産業においては、理髪師のクリスマス、年始の労働時間と手当が定められている。

水道職員については、いくつかの部分を解決しつつ、新労働協約の適用にすんでおり、1928 年 7 月 1 日から発効する新しい労働協約によって月 50 リラ引上の前払い、150 リラをかくとくした。労働協約が署名されるとすぐに差額をうけとることが定められている。

ガス部門では Federazione の介入により、全職員に年間ボーナスとして 13 カ月目の賃金がかくとくされた。配管工については、工業 Confederazione によってまだ承認されていない保障にかんする部分をのぞいて労働協約の適用にすんだ。ガス労働者については、生計費高騰手当の引上、最高限度の勤続年数に達した解雇者および退職した労働者の家族への 20 % の割増、軍役の承認、超過労働の 25 % の割増など、労働協約の論議になっていた諸点について合意がえられた。⁽¹⁴⁾

紛争の解決については、内容に関連するものだけにふれておくと、化学部門の SNOM で解決した紛争は労働者の休暇にかんするものであり、金属部門 Marri 造船所では労働者の賃金が全体で 16,000 リラ少ないという紛争が継続中である。装身部門のいくつかの婦人服・小間物小工場で解決した紛争は労働者⁽¹⁵⁾の報酬の差にかんするものであった。

コモ県において

ファシズム体制は生産者組織の重視、生産者組織へ生産者を動員することへの強烈な使命感を特徴としているのだが、1929 年 1 月 16 日付 Lavoro Fascista 「コモの工業部門労働組合の活動」からはこの県におけるファシスト労組のおおよその組織率がえられて興味ぶかい。同紙によるとこの県の工業部門が雇用する人員が約 100,000 人、その 60 % の 60,000 人は繊維産業がしめ、金属産業

14,000人、建設15,000人とこのふたつの部門が30%弱をしめている。

これにたいする工業労働組合への登録人員は32,537人、これを各産業ごとに区分すると、繊維17,952人、金属5,809人、建設4,347人、その他4,429人である。工業部門全体としての大ざっぱな組織率は32.5%，繊維30%，金属40%強、建設30%弱である。⁽¹⁶⁾

なお工業部門の組合員32,537人に、農業3,200人、商業2,763人、運輸650人、専門職業・芸術家550人、銀行300人をくわえると、コモ県全体で40,000人強である。⁽¹⁷⁾

[II]

[I]において県レベルの労働組合の活動を考察したが、つぎに労働組合の組織について若干の考察をくわえておこう。

1922年1月24日、ボローニヤで開催されたファシスト系労働組合の集会においてConfederazione Generale dei sindacati nazionaliの設立が宣言され、翌日この名称をConfederazione nazionale delle Corporazioni sindacale(コルボラツィオーネ全国総同盟)に変更、本部をボローニヤにおくことがきめられた。この名称はさらに1922年末Confederazione delle Corporazioni sindacali fasciste(ファシスト労働組合コルボラツィオーネ総同盟)と改称される。

1922年2月10日ミラノで開催された国家ファシスト党指導部とコルボラツィオーネ全国Confederazione臨時中央委員会の合同会議は、ロッソーニを書記長にえらび、Il Lavoro d'Italiaを機関紙と定める。

3月30日に刊行されたIl Lavoro d'Italia第1号はコルボラツィオーネ全国Confederazioneの組織構造をつぎのように定めている。まず各県ごとにさまざまな名称をもっていた産業別・職業別組合組織をsindacatoに統一する；すべてのsindacatoはFederazioneに加盟する、Federazioneは工業・商業、農業、演劇、サービス、海員各全国コルボラツィオーネに加盟する、のである。さまざまな歴史的経過をせおっている地方組織、その全国組織、全国組織の結集体を整然たる構造に整理しようというつよい意図がここにはある。

各全国コルポラツィオーネの本部は各コルポラツィオーネごとにさまざまで、工業・商業全国コルポラツィオーネの本部はミラノ、農業はボローニヤ、⁽¹⁸⁾演劇はミラノ、サービスはローマ、海員はジェノヴァである。

組織の若干の変更

1928年から29年初頭にかけて上記のファシスト労働組合の組織に若干の変更がくわえられた。

上部のレベルでは1928年、ファシスト労働組合コルポラツィオーネ Confederazione の承認が取消され、工業、農業、商業、地上交通・内水航、銀行、専門職業・芸術家という6つのConfederazioneに分離する。

このようなConfederazioneの変更とともに、ファシスト労組の水平組織も変化する。1929年1月13日付 Lavoro Fascista に掲載されている「バーリー県の組合再編」はこの変化をつぎのように報告している。

「上部のConfederazioneからきた指示にしたがって、この数日、労働者ファシスト労働組合の新しい編成がおこなわれた。

解散した県事務局(Ufficio Provinciale)がもっていた保護と代表の任務は、農業の労働者、技術者のすべての職種については農業ファシスト労働組合 Unione に、商業、保険、旅館等々の労働者、職員については商業ファシスト労働組合県 Unione に、紙・印刷、化学、家具、建設、金属、繊維、ガラス・陶器、漁業、装身、食品、採掘、演劇・映画、芸術、水道・ガス・電気という工業部門の労働者、職員については工業ファシスト労働組合県 Federazione にうつった。……

知識人組合は独立しており、直接、中央にしたがう。」⁽¹⁹⁾

この記事はバーリー県だけのものでなく、一般化してよいだろう。

以上のような変更と平行して、県レベルの産業別・職業別 sindacato については、これをできるかぎり各県間 sindacato(sindacato interprovinciale)にまとめるという修正がおこなわれた。

たとえば1929年1月24日付 Lavoro Fascista の「ボローニヤにおける工業労働組合の新しい秩序」によると、「工業ファシスト労働組合全国 Confederazione 会長 A・フィオレッティから委任されて E・カヴィーナ同志は、産業別県

sindacati を解散し、新しい編成にもとづいて県間組合の支部(sezione del sindacato interprovinciale)への転換をすすめるために、工業に属するいくつかの部門の県書記を召集した。⁽²⁰⁾」

そしてつぎの県間労働組合が設立される。

印刷・新聞企業技術者県間 Sindacato

新聞印刷県間 Sindacato

印刷企業労働者県間 Sindacato

製紙労働者県間 Sindacato

木工、黒檀工および彫刻工県間 Sindacato

室内装飾労働者県間 Sindacato

葦等家具製造労働者県間 Sindacato

漁業および同加工関連労働者県間 Sindacato

製革および皮革製品労働者県間 Sindacato⁽²¹⁾

これらの県間 sindacati はボローニヤに事務所をもち、エミリアの各県に管轄権をもつことになっており、したがってこのケースにおける県間組合は、実際上、州労働組合機関(organismi sindacali regionali)である。ただし県間組合がつねに州組合であるとはかぎらないのであって、たとえば、のちにふれる地上交通・内水航労働組合ファシスト Confederazione 傘下に合流する鉄道、電車および内水航 Federazione、電気通信従業員 Federazione、港湾労働者 Federazione 各傘下の県間 sindacato の管轄範囲は州・県がさまざまにいりこんでいる。その理由は港湾労働者 Federazione 傘下の sindacato を考えればただちに理解することができる。つまりこの部門では機能している港湾を適切に区分することが重要なのであって、単なる州による区分は意味がないのである。

また県 sindacato のままにとどまっている組織の数も多い。1929年1月27日付 Lavoro Fascista 「ローマ工業部門労働組合の新しい編成」によると、県間労働組合 11 にたいして県組合は 33 である。⁽²²⁾

これらの産業別・職業別県間または県 sindacato は、農業、商業、工業部門のばあい、さきにのべた県間レベルの unione(農業), unione(商業), Federazione(工業)に加盟するとともに、他方では産業別・職業別全国 Federazione を形成す

る。

これにたいして地上輸送・内水航 Confederazione, 銀行 Confederazione のばかりいは、農業、商業、工業におけるような県間レベルの unione, Federazione ではなく、産業別県間 sindacato と全国 Federazione により構成されるのであって、とくに地上輸送・内水航 Confederazione については詳細な構造がわかる。1929年2月7日付 Lavoro Fascista の「地上交通・内水航労働組合ファシスト Confederazione の新しい編成は」

「王国《官報》に公表された勅令によって、地上交通・内水航労働組合全国 Confederazione の新しい編成のための規定が定められた。

輸送、通信のさまざまな部門に属する労働者をグルーピングする 6 つの全国 Federazione が設立され、各州に以下のように形成される sindacati は 6 つの Federazione のそれぞれの傘下にはいる」⁽²³⁾

としている。

6 つの Federazione とは、

1. 鉄道、電車および内水航 ファシスト Sindacati 全国 Federazione(鉄道、電車、湖上航行、河川航行)
2. 運輸・通信会社職員 ファシスト Sindacati 全国 Federazione
3. 電気通信従業員 ファシスト Sindacati 全国 Federazione(民間電話会社、無線通信士、ケーブル通信士、民間会社通信士)
4. 港湾労働者 ファシスト Sindacati 全国 Federazione
5. 補助的運輸従業者 ファシスト Sindacati 全国 Federazione(通信補助者、御者、荷車御者、ポーター、番人)
6. 運転手 ファシスト Sindacati 全国 Federazione

⁽²⁴⁾である。

この 6 つの全国 Federazione の傘下に県間 sindacato がはいるのだが、「県間」の範囲は、2. 運輸・通信会社職員 ファシスト Sindacati 全国 Federazione, 5. 補助的運輸従業者 ファシスト Sindacati 全国 Federazione の通信補助者、公共馬車御者・荷車御車、ポーター・番人、6. 運転手 ファシスト 労働組合全国 Federazione においては各州であるが、すでに述べたように他の 3 つの全国 Federazione

zioneにおいては州、県が適宜くみあわされている。⁽²⁵⁾

このような再編によって、法的に承認された労働組合の数は以前の 1/4 に減少し⁽²⁶⁾、法的に承認されない労働組合の数も 13,000 からおよそ 4,000 に減少した⁽²⁷⁾という。そして Lavoro Fascista によると、このような再編をおこなった理由は、
① 加盟人員からみて重要性が小さく、実効ある行動をできない組織にまでの細分を改め、たがいに類似している職業をグルーピングする。
② 当初、単なる事務所として設立され、法的承認を欠いているにもかかわらず、事実上、労働組合組織の権威と機能をになってきた中央と周辺を結合する機関に、固有の組合組織という法的姿態をあたえる。

⁽²⁸⁾ ということである。

ただし、中央一周辺の結合機関を県レベルから県間レベルにうつすことに賛成しない意見もあったようで、[III] で言及する労・使・組合間委員会をあつかった Lavoro Fascista の主張にはつぎのような判断もみられるのである。D. フォッサの署名する主張は、労・使・組合間委員会を労使同数で、県レベルに設立すべきだとしてこうのべている。

「紛争は、県の分野においてのみ、さもなければ中央により直接に、論理的な解決をえることができる。議論を県から他へ、あるいはまた州都にうつすことは危険でもありうる。または少なくとも無益な時間の空費をつくりだす理由となりうる。……」

Confederazione と省は、特別の注意をもって、新しい組織の活動を追跡し、つねに、そして新しい組織のすべてのケースで、県の代表性を保持することが必要であろう。」

fiduciario(フィドゥチャーリオ)について

Confederazione 傘下の水平組織たる Unione(農業、商業), Federazione(工業)、および産業別・職業別県間または県 sindacato には代表委員(commissario)または書記(segretario)が任命されているが、これらの組織の下部のコムーネ、地区、工場等には fiduciario がおかれていた。

たとえば 1929 年 1 月 1 日付、Lavoro Fascista 「ミラノの各労働組合の地区

fiduciario の報告」はつぎのようにつたえている。

「1928年12月31日朝、ミラノ、ファシスト労働組合の臨時代表委員 L.ベニョッティの事務所に、ミラノ県の地区 Fiduciario 全員が召集された。モンツァ、コドーニョ、ローディ、レニャーノ、ロー、セスト。S・ジョヴァンニ、メルツォとゴルゴンゾーラ、メレニャーノ。コルシコ、マジエンタ、クッジョーノ、セレニョ、ヴァプリオ。ダッダ、ビナスコ、カッサルプステルレンゴ、⁽³⁰⁾ アッピアーテグラッソ各事務所の該当者が出席した。」

同紙は、各 Fiduciario の説明から判断して農業、商業、運輸、銀行においては、いくつかのケースで無理解が生じているにしても、各使用者組織との関係、各企業との関係は満足だが、工業の分野においては、懸念せざるをえないいくつかの問題があるとしている。つまり多くの労働協約が長いこと確定されておらず、勤労大衆に各労働組合の行動を疑わせるような労働協約が締結されているのであって、使用者の組織の側にも望ましい対応が待たれるとのべている。上にあげられているのはミラノ県下の主なるコムーネで、これらのコムーネに、またはコムーネをいくつかまとめた地区に Fiduciario がおかかれていることがわかる。

1929年1月20日付 *Lavoro Fascista* 「レッジョ・エミリアの労働組合の Fiduciari 労働組合の新しい体系化について論議」という記事も、「ファシスト労働組合代表委員 D.ジョルダーニは、県の各労働組合の地区 Fiduciario、コムーネ Fiduciario 全員を召集した」とつたえており、また「ベネヴェント労働組合の県書記とコムーネ fiduciario の大会」が開催されたという報告もある(1929年2月2日付 *Lavoro Fascista*)。

fiduciario は各工場にも任命されていた。2929年1月16日付 *Lavoro Fascista* の記事はサンピエールダレーナとセストリポネンテ地区の金属工場の労働組合 fiduciario 全員の会合が開催され、金属労働者の賃金合意が論議にかけられたとつたえている。⁽³³⁾⁽³⁴⁾

これらの fiduciario は使用者との交渉等には参加させられておらず、組合内部だけで機能していたようである。

fiduciario とならんで、特別の条件のところに地区代表(delegazione di Zona)

が設置されたという報告もみられる。トリノ県のはあいは特に組織の弱体な地区におかれたと報告されている。

「組織が弱いのは県下だったので、ただちに県下におもむき、1928年の初めから重要な中心部；キヴァッソ、ブッソレーノ、リヴォリ、リーヴァローロ、ヴェナーリア・レアーレ、ビネローロ、カリニャーノ、⁽³⁵⁾ キエーリ、チリエーに9つの地区代表を設立した。」

地区代表は宣伝、再編成をすすめ、徐々に地区の集会を展開しつつあるとしている。

[III]

つぎに労使紛争の解決方式をみておこう。1929年初めの Lavoro Fascista をみると、

- ① 労働組合組織の交渉による解決
- ② 労・使・組合間委員会(comitato interprovinciale)の場における解決
- ③ 労働裁判所における解決

が報告されている。

労働組合による解決

このうち①の労働組合組織による解決についてはすでに〔I〕でブレッシア県、ヴェネツィア県のケースをのべたが、ここでは他の県における紛争の解決をいくつかみておこう。

1929年1月5日付 Lavoro Fascista は、ミラノ県工業労働組合 Federazione の副書記 E.トージーがとくに繊維部門で解決した集団的紛争、個人的紛争を以下のようにつたえている。

モンツァの Seregni 社においては労働者 A.リボルディ、E.リボルディ、E.コルティ、F.モントゥラジオ、P.コロンボへの年間休暇の支払についての労働組合の要求を検討し、2日分を支給するように解決した。

Salani 染色工場においては労働者 R.ロジーニについて労働組合から提出さ

れた要求を検討し、会社が解雇手当の名目で 63 リラ 40 チェンテージモを支給することに合意をみた。

Ettore Storman 会社においては 4 回の半旬期において労働者の稼得が、合意の希望する 10.50 リラという平均額に達しないことが確認されたので、見習工をのぞいて、上記期間の稼得を、定められている平均に達するよう償うことに合意がなされた。

De Micheli 社においては労働組合から訴えられた運転手 E. カンシャンにかんする紛争を検討し、会社は同労働者に 350.40 リラを支給することが定められた。

Manifattura Tosi においては労働組合から提出された要求を検討し、以下のことを定めている。

- ① 1928 年 1 月以降仕事が断続した償いをするため、会社は、全国小作協定の第 31 条を基礎として、賃金を調整する。
- ② 3 ないし 4 の織機で働いている労働者の稼得の計算については、ふたつの代表がそれぞれの全国 federazione に説明を求めることとする。
- ③ 会社は、産出高の少ないいくつかの品目についてすでに結論のでている恩恵を再検討するという 152 センチ、172 センチの高さの織機部門の労働者の要求を考慮する。
- ④ 糸巻機部門について、会社は、通常、出来高で働いており、時々、非出来高労働にあてられる労働者の賃金を、その時々の稼得の不釣合をなくすよう再検討する。
- ⑤ 梳毛工への賃金を 18.75 リラにする。⁽³⁶⁾

1929 年 1 月 10 日付 Lavoro Fascista もリグリア地方の労働組合組織が関与して解決した紛争を要旨つぎのようにつたえている。

セストリの G. Giorgio 工場において、慣例として支払われていたプレミアムが廃止され、また休日に仕事を命ぜられた検査係労働者について労働協約が定めている超過労働の割増が廃止されるというので、労働組合組織が介入し、若干の論議のうちに、実質的に 1 日 8 リラのプレミアムを復活させている。

カンピの Acciaierie Nasturzio においてはマルティン炉の修理と保全の期間

中の炉の労働者の処遇に関する協約上の規定を会社が誤って適用し、関係労働者の稼得額は協約に規定されるものより低くなった。この問題をめぐってリグリア機械・金属工業家協会といくたびか会合、同協会は会社の誤りをみとめ、協約を適用し、損害をうけた労働者に償うことを約束した。

Moro 社の工場で効力をもっている生産表を会社が恣意的に増額したので、従業員の収入が低下することになった。⁽³⁷⁾ 企業の地方組織に会社を訴えている。

ヴェルチェッリ労働組合が解決した紛争は以下のとおりである。

Gres per le Cave di Lozzolo 社は 1928 年 1 月から従業員労働者の賃金を 10 % 引下げたが、この措置は承認された合法組織によってみとめられていなかった。紛争はヴェルチェッリとヴァルセジアの工業家 Unione において検討され、解決した。会社は、恣意的に引下げた賃金を元にもどし、引下げた日から未払分を支給しなければならない。

Fornace *Battiana* di Cosato 社は、1927 年の農繁期について労働協約より有利な賃率を支払うことを、一定数のヴェーネトの労働者と協定したのだが、農繁期の終りの精算で、この協定は尊重されず、会社は組織間で締結された協約を基礎にして関係労働者に精算をした。紛争はビエッラ工業家 Unione で検討され、1926 年 7 月 1 日付施行規則第 54 条を基礎に解決された。会社は、約束した賃金との差額を支給する。この全額はファシスト労働組合県事務所に送られており、同事務所が関係労働者のあいだに配分する。

製粉業の Biasetti e Ugliengo di Santhià 社は、同社の職員に未払の年報酬として年末に 2 倍の月額賃金を支給せず、また労働者に 1927 年の休暇をあたえなかった。この紛争はヴェルチェッリおよびヴァルセジア ファシスト工業家 Unione で検討され、会社は、1927 年について労働者に休暇をあたえなければならない。また 1926 年、27 年分について、またその後も、年末に、職員に 2 倍の月額賃金を支給しなければならないことで解決をみた。

1928 年 6 月にビエッラの編み物労働者の労働協約が締結され、最低賃金が定められた。しかし Fagnola Alfredo di Cossto 社はこの最低賃金を尊重せず、問題はビエッラのファシスト工業家 Unione で扱われ、会社は、最低賃金が尊重されていないプレスに属する労働者に協約上の賃金と、確認された差額を支給す

ることで解決をみた。

Cartiera Italiana di Serravalle Sesia 社の故紙部門と選別部門において出来高で働いている労働者が、平均して労働協約の規定する日額賃金プラス時間賃金の 12 % の割増に達しない、つまり、全労働者の時間あたり平均 1.51 リラに達しないことが確認された。この調整のために、会社は、1928 年 2 月 11 日からはじまる全作業時間について、全出来高労働者の稼得に 0.20 リラの割増を支給する⁽³⁸⁾ことが確認された。

いまミラノ県、リグリア、ヴェルチェッリ県の労働組合による紛争の解決事例をみたが、もとより労働組合による紛争の解決はこれらの例にとどまるものではなく、Lavoro Fascista はほぼ継続的に各県における労働組合の紛争への関与をつたえている。

労・使・組合間委員会の場での解決

労働組合の関与による紛争の解決とならんて、頻度はかなり落ちるもの、Lavoro Fascista は、時に、労・使・組合間委員会の場における紛争の解決をつたえている。

1929 年 1 月 17 日付 Lavoro Fascista によると、ミラノ労・使・組合間委員会はいくつかの紛争についてつぎのような結論をだしている。

生産・事業 coop ミラノ federazione と高熟練労働者のあいだの紛争については、工業家 federazione 会長、coop 県 federazione 会長、労働組合県事務局臨時代表委員で構成される委員会に委ねる。その結論は、組合間委員会における新しい内容とするために、後見機関の検討下におく。

Alfa Romeo 社と鍛冶部門労働のあいだの、夜間労働の割増がないという紛争については、特別のばあい 1928 年 1 月 1 日に遡ることもふくめて割増が支払われるべきである。化学産業の企業主と労働者職制(capi operai)のあいだの紛争については、なんの結論もださずに、中央の機関にこの部門の協約を早急に体系化するように求めるに合意する。⁽³⁹⁾

同紙によると、ミラノ労・使・組合間委員会の会長はファシスト党副書記長スタラーチェ議員であり、会合は「ファッショの家」において開催されており、

ファシスト政治指導者の関与が顕著である。

1929年1月22日付 *Lavoro Fascista* は「チェリニョーラにおいて労働協定を尊重させるために政治書記が介入した」とつたえているが、この介入も労・使・組合間委員会をとおしての解決とみなしてよさそうである。つまり労・使・組合間委員会が1928年10月22日の会合で労働協約の適用に関する問題を調査委員会に付託することをうけいれた結果、調査委員会が、チェリニョーラのファッショ事務所で、政治書記 G. フラーテピエトロも出席して開催されたのである。調査委員会は、労働協定が尊重されていないこと、または農業のばあいのように間違って解釈されていること、すべての労働協定が全面的に適用されなければならないことを確認している。そしてファッショ政治書記のフラーテピエトロは、地区の各 *fiduciario* の援助をえて、全員に協約そのものを誠実に適用し、解釈する必要を自覚させ、また係争中の全紛争を2月10日までに解決するよう⁽⁴⁰⁾に活動することを要請した。

イタリアの伝統的な労使関係、つまり自然発生的な組織による、自由主義的交渉と対照的に、法律により整然たる組織を画一的につくりだそうとするファシズムの労使関係制度のなかで、この労・使・組合間委員会は法律により設立されたものではないし、その構成等も上からの指示による整然たる画一性をもっていなかったようである。1929年2月22日付 *Lavoro Fascista* によると、「労・使・組合間委員会は、2年前、国民経済活動が特にデリケートな時点に、⁽⁴¹⁾誕生した。その経験は順調であったし、今なお順調である。」

そして1月22日付 *Lavoro Fascista* によると、トリエステの労働組合は、労・使・組合間委員会における労使の均衡を要求している。ということは他の構成もあったことを示唆しているのである。

「われわれの要求をうけいれて、Federazione(ファシスト党県 Federazione のこととおもわれる——引用者)の書記は、組合間委員会の会合においては使用者代表と同数の労働者代表がおなじ諮問権、決議権をもって関与するように命じた。

このことは正当かつ実際的な均衡の達成に確実に役立つだろう。この均衡が⁽⁴²⁾なければ、つねに一方の他方にたいする有害な専横におちこむのである。」

先に引用した1929年2月22日付 *Lavoro Fascista* はまた、労・使・組合間委

員会に制度上の位置づけ等をあたえることを要求している。要求している内容は、

1. 労・使・組合間委員会に法的性格をあたえる。
2. ファシスト党 federazione(県レベルの組織)書記長が組合間委員会の長をつとめる。
3. 組合間委員会とならんでコルポラツィオーネの書記局が設置されるべきである。⁽⁴³⁾

この提言は労・使・組合間委員会をコルポラツィオーネの県レベルの機関に位置づけようとしているとみてよい。組合間委員会と書記局は、さまざまな県レベルの組織の活動を追跡し、協約、紛争を処理し、使用者、労働者の unione を結合し、労使関係上、作業上、生産上の問題において单一の方向、評価、解決を確定し、最下部の各組織のあいだにコルポラツィオーネをつくりだすとしているのである。⁽⁴⁴⁾

労働裁判所における解決

労働裁判所の設置が1926年のロッコ法によっていることは周知のことであり、ストライキを禁止するファシスト体制の紛争解決方式のなかで決定的な重要性をもっている。したがって Lavoro Fascista にもしばしば労働裁判所の判決等が報告されているが、ここでは、1929年2月5日付同紙によるブッリエの判決例、および1929年2月3日付同紙によるミラノの裁判所の過重負担についてだけふれておくこととする。

ブッリエの労働裁判所があつかった紛争の内容は以下のようなものである。

P.デ・ロッシは、1927年10月まで Oleifici Meridionali 社にポストが保持されるはずであったのに、正当な理由なしに解雇されたことを不満として、同社が各月400リラの8カ月分支払うようまず県雇用委員会(Commissione Provinciale per l'impiego privato)に訴えた。デ・ロッシはまた推定超過労働1,234時間分にあたる2,111.40リラ、さらにこれらへの利子分を要求した。

これにたいして会社は、デ・ロッシは職員としてではなく生産労働者として仕事をおこなった、契約は特定した期間について締結された、解雇は重大な規

律上の理由で科されたものである, したがってデ・ロッシには 1924 年 11 月 13 日の法律第 10 条に定める 30 日分の俸給以外の手当への権利はない, また仕事がおこなわれていた期間に超過労働にたいする分が要求されなかつたので, 支払う必要はない, と主張した.

仲裁委員会(Commissione Arbitrale ——前ページの Commissione Provinciale per l'impiego Privato と同一の機関をさまざまな慣例的なよびかたでよんでいるのか, 正確なところはなお不明である)は, 会社の反論を却下し, デ・ロッシの要求を全面的にうけいれ, 会社に, 8 カ月分の俸給 3,200 リラ, 超過労働分 2,311 リラの支払を命じた.

この結論にたいして, 会社は控訴院におかれている労働裁判所に控訴したのである. 同労働裁判所は, 1929 年 1 月 18 日の判決で以下のように決定した.

① デ・ロッシは商品の計量に従事するだけでなく, 毎月, 技術的な問題について報告書をまとめるという社会的, かつ, 義務的な記録にも従事し, したがつて協働の仕事を遂行しているのだから, 一般等級, つまり第 3 カテゴリーの職員であつて, 生産労働者ではない.

② 契約は特定の期間について締結されたものではない.

③ 解雇は会社がのぞんだものであつて, 規律上の原因を証明していない.

④ 1924 年 11 月 13 日の法律第 10 条, A, 第 3 項を基礎とすると, デ・ロッシの勤続は 5 年に達していない. したがつて 15 日の予告の権利, したがつて給料 15 日分に対応する解雇手当への権利に達していない.

⑤ 同法の第 3 パラグラフにより, 1 年間働いたデ・ロッシに勤続手当の名目で, さらに 1 カ月分の俸給が属する.

だがデ・ロッシが解雇にさいして上記の 1 カ月分をえていることが明白だったので, 要求をしりぞけ, 2 つの裁判費用の支払をデ・ロッシに命じた.

超過労働については, 解雇前にデ・ロッシが要求したことがなかつたし, また, 賃金手帖になんの指示も確認されないので, 支払う必要がない.⁽⁴⁵⁾

上にのべたのはブリッエの労働裁判所の判決であるが, さきにのべたように労働裁判所の判決はしばしば Lavoro Fascista 紙上をにぎわしており, 労働裁判所の機能をもはたす控訴院の負担はかなりのものだったようである. Lavoro

Fascista によりその一端にふれておこう。

1929年2月3日付 *Lavoro Fascista* は、労働組合の行動の発展とともに個人的紛争は日に日に増大しているのだが、広範で、重要なミラノ県の裁判所が任務を遂行するのに十分であるかを検討する必要があるとして要旨つぎのように述べている。

「周知のようにこの体制は、控訴院判事(consigliere)1人とgiudice 3人で構成される裁判所を設立した。この裁判所は個人的紛争を解決するもので、この数カ月すでに十分効果的に機能している。裁判所は、ミラノ県では、S.クジーニと、3人の判事 I. プラネット、N. パラレッタ、F. トランメンテから構成されている。

県雇用委員会は1928年中に1710の審判をおこなったが、管轄地域も拡大されたので1929年中にミラノの裁判所の裁く個人的労働紛争は2,500ほどに達するだろう。

今や週に2回審理がおこなわれ、各審理には8件が論議されるが、約2,500の訴訟のうち、⁽⁴⁶⁾処理できるのは769件であろう。」

しかも労働裁判所判事の任務は労働の紛争だけに限られるのではない。労働の個人的紛争にかんする裁判所にくわわるよう求められた裁判官は裁判所の他のセクションにも参加しているのである。*Lavoro Fascista* は「労働の個人的紛争における仕事が、所属するセクションのメンバーとして通常分担している仕事に付加されるのである」として、「⁽⁴⁷⁾解決すべき紛争の量から由来する困難を克服するには個人的資質だけでは十分でない」とうたっている。

[注]

(1) *Il Lavoro Fascista*, 1929. 1. 13, “Un anno di attività sindacale in Provincia di Brescia”.

(2) Ibid.

(3) Ibid.

(4) Ibid., “Nei Sindacati metallurgici”.

(5) Ibid., “Sei Sindacati metallurgici”.

(6) Ibid., “Sindacati dell’alimentazione, dell’ abbigliamento e dei lavoranti in vetro”.

(7) Ibid., “Sindacati edili, chimici, A. G. E.”.

- (8) *Il Lavoro Fascista*, 前掲(1).
- (9) *Il Lavoro Fascista*, 前掲(1) “Nei Sindacati metallurgici”.
- (10) *Ibid.*
- (11) *Il Lavoro Fascista*, 前掲(1).
- (12) *Ibid.*
- (13) *Ibid.*
- (14) *Il Lavoro Fascista* 1929. 1. 17, “Una relazione mensile sulla attività della Federazione Provinciale dei Sindacati dell’ Industria di Venezia”.
- (15) *Ibid.*
- (16) *Il Lavoro Fascista* 1929. 1. 16, “Attività dei Sindacati dell’ industria di Como”.
- (17) コモ県における労働組合員数

農 業	3,200 人
商 業	2,763
運 輸	650
専門職業・芸術家	550
銀 行	300
工 業	32,537
織 繩	17,952
金 属	5,809
建 設	4,347
その他	4,429
紙・印刷	680
化 学	24
家 具	580
芸術的工業	9
ガラス・陶器	516
漁 業	149
装 身	1,135
食 品	671
採 掘	140
演 劇	274
ガス・電気	251

(資料) 前掲(16)におなじ。

- (18) F. Cordova, “Le origini dei sindacati fascisti”, Laterza, 1974, pp. 53~56., p. 119 な

お工業・商業全国コルボラツィオーネの書記長グイード・ビゲッティ，副書記長エルネスト・トゥルーシオ，農業全国コルボラツィオーネ書記長マリオ・ラケーリ，演劇全国コルボラツィオーネ書記長ジーノ・カルツァ・ビーニ，副書記長エルネスト・チヴェッリ，サービス全国コルボラツィオーネ書記長カルロッティである。

(19) *Il Lavoro Fascista*, 1929. 1. 13, "Il nuovo ordinamento sindacale in Provincia di Bari".

(20) *Il Lavoro Fascista*, 1929, 1.24, "Il nuovo inquadramento dei Sindacati dell'industria a Bologna".

(21) *Ibid.*

なお，ピエモンテ，リグリア，ロンバルディアにおける再編を参考までにみておくと，ピエモンテについては「いくつかの産業別組合を県間で編成する目的で，アレッサンドリア各労働組合県代表委員L. ロッカ，アオスタ県労働組合県代表委員M. センジーニがトリノに招集された。会合にはトリノ労働組合県代表委員E. マルサルディ，ピエモンテ各県産業別sindacato各書記も出席，工業ファシスト労働組合全國Confederazione会長G. リッチが司会した。

この会合において，工業ファンスト労働組合の新しい編成を定める規定を検討したのち，以下の県間労働組合を設立することになり，各指導者を指名した」と以下の県間組合と臨時代表委員または書記があげられている。

家具・葦製品等製造	県間 Sindacato	臨時代表委員
印刷	県間 Sindacato	書記
室内装飾	県間 Sindacato	臨時代表委員
木工・黒檀工，彫刻工	県間 Sindacato	書記
手袋製造工	県間 Sindacato	臨時代表委員
漁業従事者および魚獲物加工従事者	県間 Sindacato	書記
家具すえつけ職員	県間 Sindacato	臨時代表委員
製紙労働者	県間 Sindacato	臨時代表委員
製革，皮革製品労働者	県間 Sindacato	臨時代表委員
新聞印刷	県間 Sindacato	書記
印刷・新聞職員，技術者	県間 Sindacato	書記

アレッサンドリア，ノヴァーラ，アオスタ，クーネオ各県の全ての県労働組合は，トリノに事務所をもつ各県間労働組合をトップにあおぐ。(Il Lavoro Fascista, 1929. 1. 25, "Inquadramento interprovinciale di alcuni Sindacati dell' industria a Torino".)

リグリアについては「工業ファシスト労働組合全国 *Confederazione* から委任をうけた G. リッチの司会、ファシスト労働組合のジェノヴァ県代表委員、工業ファシスト労働組合ジェノヴァ県 *Unione* の副書記の出席のもと、リグリアのさまざまな県の産業別・職業別 *Sindacati* の書記が会合し、以下の県間組合が設立され、それぞれ指導者が指名された」と県間組合が列挙されているが、組合はピエモンテのばかりとほぼおなじである。*(Il Lavoro Fascista, 1929. 1. 27, "Inquadramento interprovinciale dei lavoratori dell' Industria a Genova".)*

ロンバルディアについては「ミラノに事務所をもち、新しい労働組合秩序に定められるロンバルディア全県に管轄権をもつ」県間組合が工業部門、商業部門、運輸部門ごとに列挙されている。このうち、工業部門の組合はピエモンテ、リグリアとほぼおなじであり、また運輸部門の組合は本文でものちにふれる 6 つの *sindacato* なので、商業部門の県間 *sindacato*、県 *sindacato*だけをあげておく。

商業 *Sindacati*

1. 免許保有ガイド県間 *Sindacato*
2. 代理業者、代理人、行商人、巡回販売人県間 *Sindacato*
3. 保険会社職員県間 *Sindacato*
4. 私的門番県間 *Sindacato*
5. 旅館、食堂職員県間 *Sindacato*
6. 温泉浴場および治療施設従業者県間 *Sindacato*
7. 商業職員および店員県 *Sindacato*
8. 旅館、食堂従業員県 *Sindacato*
9. 収税請負事務所職員県 *Sindacato*

(Il Lavoro Fascista, 1929. 2. 2, "Il nuovo inquadramento sindacale a Milano".)

(22) ラツィオ州における *sindacati*

- 印刷会社職員・技術者、ジャーナリスト県間 *Sindacato*
新聞印刷工県間 *Sindacato*
新聞・雑誌小売人県間 *Sindacato*
紙製品製造労働者県間 *Sindacato*
家具備付業職員県間 *Sindacato*
木工、黒檀工・彫刻工県間 *Sindacato*
室内装飾工県間 *Sindacato*
革等製家具製造工県間 *Sindacato*
漁業、漁獲物加工労働者県間 *Sindacato*
製革、皮革製品製造労働者県間 *Sindacato*

写真県 Sindacato
 製紙会社労働者県 Sindacato
 化学産業職員県 Sindacato
 化学産業労働者職制および労働者県 Sindacato
 建設産業職員・技術者県 Sindacato
 れんが積工等県 Sindacato
 アスファルト舗装工県 Sindacato
 装飾工・塗装工・ペンキ画工県 Sindacato
 指物師県 Sindacato
 れんが製造炉労働者県 Sindacato
 石灰・セメント製造従事者県 Sindacato
 水道・衛生・暖房設備従事者県 Sindacato
 石舗装工・石工県 Sindacato
 金属産業職員県 Sindacato
 製鉄労働者県 Sindacato
 機械労働者県 Sindacato
 繊維労働者県 Sindacato
 食品産業職員県 Sindacato
 食品保存従事者県 Sindacato
 パン、菓子、キャンディ製造労働者県 Sindacato
 パスタ製造・製粉労働者県 Sindacato
 精肉従事者県 Sindacato
 米、牛乳従事者県 Sindacato
 ビール、酒、シロップ製造従事者県 Sindacato
 石、石灰華採掘労働者県 Sindacato
 オーケストラ、バンド従事者県 Sindacato
 理髪労働者県 Sindacato
 仕立て労働者県 Sindacato
 靴製造労働者県 Sindacato
 洗濯・アイロン掛け労働者県 Sindacato
 ガス会社職員県 Sindacato
 ガス会社労働者県 Sindacato
 装身会社職員県 Sindacato

(資料) Il Lavoro Fascista, 1929. 1. 27, "Il nuovo inquadramento dei Sindacati dell' industria di Roma".

(23) *Il Lavoro Fascista*, 1929. 2. 7. "Il nuovo inquadramento della Confederazione fascista dei Sindacati dei trasporti terrestri e della Navigazione interna".

(24) *Ibid.*

(25) 2, 5, 6 については,

2 運輸・通信会社職員 ファシスト Sindacati 全国 Federazione の傘下には、それぞれの州の全県を管轄地域とする運輸・通信会社職員 ファシスト 県間 sindacato がすべての州都に設立される。

5 補助的運輸従業者 ファシスト Sindacati 全国 Federazione の傘下には、

① 通信補助者 ファシスト 県間 sindacato が全州都に

② 公共馬車御者、荷車御者 ファシスト 県間 sindacato が全州都に

③ ポーター、番人 ファシスト 県間 sindacato が全州都に

設立される。

6 運転手 ファシスト 労働組合全国 Federazione のもとに、全州都に運転手 ファシスト 県間組合が設立される。

と管轄地域が各州とされているのにたいして、1, 3, 4 ではつぎのように管轄地域はさまざまにくみあわされている。

1 鉄道一電車および内水航 ファシスト Sindacati 全国 Federazione の傘下には、① ピエモンテ 各県にたいする地域管轄権をもち、トリノに事務所をおく鉄道一電車および内水航 ピエモンテ・ファシスト Sindacato をはじめとして

② ロンバルディア(ロンバルディア各県)

③ ヴェネツィア・トリデンティーナ(トレント各県)

④ ヴェネト(ベッルーノ、バードヴァ、ロヴィーゴ、トレヴィーゾ、ヴェネツィア、ヴェローナ、ヴィチェンツァ県)

⑤ ヴェネツィア・ジュッリア(フィーメ、ゴリツィア、ボーラ、ウーディネ、ザーラ県)

⑥ リグリア(リグリア各県)

⑦ エミリア(エミリア各県)

⑧ トスカーナ(トスカーナ各県)

⑨ ラツィオ、ウンブリア、アブルッツィ、モリーゼ

⑩ マルケ(マルケ各県)

⑪ カンパニア(カンパニア各県)

⑫ プッリア、バジリカータ、カラーブリア(プッリア、バジリカータ、カラーブリア 各県)

⑬ シチリア(シチリア各県)

⑭ サルデニヤ(サルデニヤ各県)

3 電気通信従業員ファシスト Sindacati 全国 Federazione の傘下には、複数の州を管轄する 5 つの電気通信従業員ファシスト 県間 Sindacato が設立される。

州の組合せは

- ① ピエモンテとロンバルディアの各県
- ② ヴェーネト、ヴェネツィア・ジュッリア、ヴェネツィア・トリデンティーナ
- ③ エミリア、マルケ、ウンブリア、アブルッツィ、モリーゼ
- ④ リグリア、トスカーナ、ラツィオ、サルデーニャ
- ⑤ カンパニア、ブリエ、バジリカータ、カラブリア、シチリア

4 港湾労働者ファシスト Sindacati 全国 Federazione の傘下には、13 の県間 Sindacato が設立される。各 Sindacato が管轄する地域は、港湾が対象なので州の組合せによるといったものよりやや複雑である。

- ① Sindacato が管轄する地域がオネッリア、ポルトマウリーティオ、サンレモ、ヴァード・リグーレ、サヴォーナ、ジェノヴァ、スペツィアの諸港
- ② マリーナ・ディ・カッラーラ、マリーナ・ディ・マッサ、フォルテ・ディ・マルミ、ヴィアレッジョ、リヴォルノ、ピオンビーノ、ポルトフェッライオ、フォッローニカ、ポルト・サン・ステファノ
- ③ チヴィタヴェッキア、フュミニーノ、アンツィオ、テルラチーナ
- ④ ガエータ、フォルミア、プロチーダ、ポッツウォーリ、ナポリ、ポルティチ、トッレ・デル・グレコ、トッレ・アンヌンツィアータ、カステッラマーレ・ディ・スタビア、ソレント、サレルノ
- ⑤ ポルト・サン・ヴェーネレ、レッジョ・カラーブリア、マリーナ・ディ・カタンザーロ、コルトーネ
- ⑥ ターラント、ガッリポーリ、オトラント、プリンディシ、モノポリ、モータ・ディ・バーリ、バーリ、ジョヴィナツォ、モルフェッタ、ヴィエスティ、ペスキチ、ローディ・ガルガニコ
- ⑦ オルトナ・ア・マーレ、ペスカラ、セニガッリア、アンコーナ、ファーノ、ペザーロ、リミニ、ザーラ
- ⑧ ラヴェンナ、ポルト・コルシーニ、ポルト・ガリバルディ、キオッジア、ヴェネツィア、ポルト・ノガーロ
- ⑨ モンタルコーネ、トリエステ、ムッジア、ピラーノ、ロヴィーニョ、ヴァル・ディ・トッレ、ポーラ、ルッシーノ
- ⑩ フューメ、ゲルソ、アルボナ
- ⑪ カッリアーリ、カルロフォルテ、ポルトスクーザ、サンタンティオーニ、アルバックス、ボーザ、テルラノーヴァ・パウザニア、ゴルフォ・アランチ、S.テレー

- ザ・ガッルーラ, ラ・マッダレーナ, ポルト・トッレス, アルゲーロ
 ⑫ リバーリ, カンネート, ミラッソ, メッシーナ, リポスト, カターニア, アウグスタ, シラクーザ, ポッツアロ
 ⑬ ジェーラ, リカータ, ポルト・エンベドクレ, シアッカ, マルサーラ, トラパニ, パレルモ, テルミニ・イメレーゼ, チェファルー
Il Lavoro Fascista, 1929. 2. 7, 前掲(23).
- ⑯ *Il Lavoro Fascista 1929. 1. 25, "Il riordinamento delle Confederazioni dei lavoratori".*
- ⑰ *Ibid.*
- ⑱ *Ibid.*
- ⑲ *Il Lavoro Fascista, 1929. 2. 22, "I Comitati Intersindacali".*
- ⑳ *Il Lavoro Fascista, 1929. 1. 1, "Il rapporto dei Fiduciari di Zona dei Sindacati Milanesi".*
- ㉑ *Il Lavoro Fascista, 1929. 1. 20, "I Fiduciari dei Sindacati di Reggio Emilia discutono intorno alla nuova sistemazione sindacale".*
- ㉒ *Il Lavoro Fascista, 1929. 2. 2, "Il Congresso dei Segretari Provinciali e dei Fiduciari Comunali dei Sindacati di Benevento".*
- ㉓ *Il Lavoro Fascista, 1929. 1. 16, "L'accordo salariale dei metallurgici di Sampierdarena e di Sestri Ponente illustrato alla riunione dei fiduciari".*
- ㉔ fiduciario という言葉はファシストのお気に入りの言葉だったようで他の使われたもある。「この数日、数多くの県 Sindacato が解散し、それぞれの代表として 2 名の fiduciari を指名した。この fiduciari は県間組合または州組合を設立し、県間書記または州書記、もしくは臨時代表委員を指名する県間大会に参加した。」*(Il Lavoro Fascista, 1929. 2. 2, "Il nuovo inquadramento Sindacale a Milano".)*
 逆に fiduciario を書記(segretario) という言葉と同義につかっている記事もみられる。1929年1月22日付 *Lavoro Fascista* の記事は、見出いで「農業 fiduciari の会合」という言葉をつかい、本文では「農業 ファシスト 労働組合 トラバーニ 県 unione の チェッコーニ 同志の司会で、各コムーネの全書記(segretari)の会合がもたれた」というつかいかたをしている(*Il Lavoro Fascista, 1929. 1. 22, "Una riunione dei fiduciari agricoli a Trapani".*)
- ㉕ *Il Lavoro Fascista 1929. 1. 27, "L'attività dei Sindacati torinesi in una relazione del Commissario Straordinario".*
- ㉖ *Il Lavoro Fascista, 1929. 1. 5, "Sistemazioni contrattuali e vertenze risolte".*
- ㉗ *Il Lavoro Fascista, 1929. 1. 10, "L'attività contrattuale dei Sindacati dell' Industria*

di Genova”.

- (38) Il Lavoro Fascista, 1929. 1. 27, “Verbali di accordo per la risoluzione di vertenze dei Sindacati dell’ Industria a Vercelli”.
- (39) Il Lavoro Fascista 1929. 1. 17, “La vertenza dei forgiatori dell’ Alfa Romeo risolta, conclusi in un’importante riunione del Comitato Intersindacale a Milano”.
- (40) Il Lavoro Fascista 1929. 1. 22, “Per il rispetto dei patti di lavoro a Cerignola, L’intervento del Segretario Politico”.
- (41) Il Lavoro Fascista 1929. 2. 22, “I Comitati Intersindacali”.
- (42) Il Lavoro Fascista, 1929. 1. 22, “La rappresentanza paritetica dei datori di lavoro e dei lavoratori al Comitato intersindacale di Trieste”.
- (43) Il Lavoro Fascista, 前掲(4).
- (44) Ibid.
- (45) Il Lavoro Fascista, 1929. 2. 5, “Due decisioni delle Magistratura del Lavoro e della Corte di Appello delle Puglie”.
- (46) Il Lavoro Fascista 1929. 2. 3, “L’Attività della Magistratura del Lavoro a Milano”.
- (47) Ibid.
- (48) Ibid.